

通所介護料金表及び加算一覧

令和1年10月1日より

所要時間 区分	3時間以上4時間未満			4時間以上5時間未満			5時間以上6時間未満		
	単位	料金	負担額	単位	料金	負担額	単位	料金	負担額
要介護 1	364	3,690	369	382	3,873	387	561	5,688	568
要介護 2	417	4,228	422	438	4,441	444	663	6,722	672
要介護 3	472	4,786	478	495	5,019	501	765	7,757	775
要介護 4	525	5,323	532	551	5,587	558	867	8,791	879
要介護 5	579	5,871	587	608	6,165	616	969	9,825	982
所要時間 区分	6時間以上7時間未満			7時間以上8時間未満			8時間以上9時間未満		
	単位	料金	負担額	単位	料金	負担額	単位	料金	負担額
要介護 1	575	5,830	583	648	6,570	657	659	6,682	668
要介護 2	679	6,885	688	765	7,757	775	779	7,899	789
要介護 3	784	7,949	794	887	8,994	899	902	9,146	914
要介護 4	888	9,004	900	1008	10,221	1,022	1026	10,403	1,040
要介護 5	993	10,069	1,006	1130	11,458	1,145	1150	11,661	1,166
その他の加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして福岡県知事に届け出た項目について加算します。(利用料金は、合計単位数に飯塚市(7級地)の一単位あたりの単価10.14(円)を掛けて算定します。)									
日常生活上の世話の所要時間が2時間以上3時間未満の場合は、通常規模型・通所介護I2(要介護)・時減の単位数にて算定する。									

入浴加算	1日につき50単位を加算する
個別機能訓練加算 (I)	1日につき46単位を加算する
個別機能訓練加算 (II)	通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置。個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立支援と日常生活の充実に資する様複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状態に応じた

	<p>機能訓練を適切に行っていること。</p> <p>1日につき 56 単位を加算する</p> <p>(専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を 1 名以上配置する。機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状態を重視した機能訓練個別機能訓練計画を作成していること。</p>
口腔機能向上加算	<p>1月に 2 回を限度に 150 単位を加算する</p> <p>(口腔機能が低下している者等に対し、看護師、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合)</p>
食費	食事代として、500 円 (おやつ代含む)
サービス提供体制 加算 I	<p>1日につき 18 単位を加算する</p> <p>(介護職員の総数のうち、介護福祉士 (原則介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が 50%以上配置) を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う場合)</p>
サービス提供体制 加算 II	<p>1日につき 12 単位を加算する</p> <p>(職員の一定以上の勤続年数 (原則 3 年以上) を有する者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う場合)</p>
通所介護 介護職員処遇改善加算	厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、通所介護サービスを提供した場合、各キャリアパス用件等の適合状況に応じた加算率に相当する単位を加算 (1 月につき)
通所介護 介護職員特定処遇改善 加算	厚労大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善を実施しているものとして県知事に届け出た事業所が、通所介護サービスを提供した場合、各キャリアパス用件等の適合状況に応じた加算率に相当する単位を加算 (1 月につき)